

司法試験委員会会議（第57回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成21年8月5日（水）15：30～17：30

2 場所

法務省第一会議室

3 出席者

○ 司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）奥田隆文，木村光江，酒井邦彦，鈴木誠二，羽間京子，松島 洋（敬称略）

（幹事）小山太士（議題（1）のみ出席）

○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

林 眞琴人事課長，山口久枝人事課付，宮崎香織人事課付，遠藤洋一試験管理官

4 議題

- (1) 選択科目の見直しについて（協議）
- (2) 平成21年度旧司法試験第二次試験考査委員の推薦について（協議）
- (3) 平成22年度旧司法試験の実施について（協議）
- (4) 平成21年度旧司法試験第二次試験短答式試験における不正受験者の取扱いについて（協議）
- (5) 平成22年新司法試験の実施について（協議）
- (6) 法科大学院における教育の実施状況調査結果について（報告）
- (7) 司法試験予備試験について（協議）
- (8) その他報告案件
- (9) 次回開催日程等について（説明）

5 配布資料

資料1 科目別大学合計数等（平成20年分）

資料2 旧司法試験における選択科目別論文式試験受験予定者数（平成4～11年）

資料3 「消費者法」の新司法試験選択科目への追加について（補充意見メモ）

資料4 「法と経済学」を司法試験の選択科目に（法と経済学会総会決議）

資料5 検討基準関係資料

資料6 平成22年度旧司法試験第一次試験実施予定表

資料7 平成22年度旧司法試験第二次試験実施予定表

資料8 平成22年新司法試験の実施日程等について

資料9 平成22年新司法試験実施予定表

資料10 法科大学院における教育の実施状況調査結果

資料11 平成21年5月23日付け埼玉弁護士会名の「適正な弁護士人口増加に関する

決議」

6 議事等

(1) 選択科目の見直しについて（協議）

【高橋委員長】選択科目の見直しについて、小山幹事から、検討状況の御報告をお願いします。

【小山幹事】幹事における選択科目見直しの検討状況について御報告させていただきます。まず、本日の資料について御説明いたします。前回も御報告させていただいた資料集のほか、新たな資料を追加させていただきました。

まず、資料1です。法科大学院における講座開設状況について、平成20年度のをまとめましたので、配布資料とさせていただきます。全体的に見て、平成19年度から大きく傾向が変わったということはありません。

また、前回の司法試験委員会で、旧司法試験において国際公法が選択科目とされていた際の受験者数についての御質問がありましたので、資料2として用意させていただきます。

消費者法について、6月23日付けで弁護士有志より意見書が提出されています。また、法と経済学会からも意見書が出ており、これも幹事において検討資料としておりますので、資料3、4として配布資料といたしました。

資料5は「検討基準関係資料」です。前回、検討基準の根拠として、平成20年3月25日閣議決定「規制改革推進のための3か年計画（改定）」、平成16年8月2日司法試験委員会の法務大臣への答申（「平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目（専門的な法律の分野に関する科目）の選定について」）を挙げさせていただきましたので、本日の資料といたしました。なお、これらに加えて、平成21年3月31日閣議決定「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」も考慮しておりますので、これも本日の資料といたしました。

前回の司法試験委員会では、現行の8科目に関する重要性やニーズ等について御説明をさせていただきましたが、その後も幹事において、検討基準に従った検討を行っておりますので、本日は、幹事の意見について述べさせていただきたいと思えます。

まず、「知的財産法」についてです。

前回御説明した内容から、実務的な重要性やニーズの高さが認められると考えておりますし、法科大学院における講座開設数も多数です。科目としての範囲の明確性、体系化、標準化や司法試験の実施状況についても問題があるという意見はありませんでしたし、出題内容の独自性も認められるというのが幹事の中の一致した意見となっております。このようなことから、幹事の中では、選択科目として残すべきであろうという点に異論はありませんでした。

次に「労働法」についてです。

実務的な重要性やニーズ、法科大学院における講座開設数が多数であることは前回御説明したとおりです。また、科目としての範囲の明確性、司法試験の実施状況や出題内容の独自性についても問題はなく、労働法についても、幹事の中では、選

択科目として残すということに異論はありませんでした。

次に「租税法」についてです。

租税法につきましても、前回御説明した内容から、実務的な重要性、社会におけるニーズの高さが認められると考えております。法科大学院における講座開設数も多数であり、司法試験の実施状況や出題内容にも問題はなく、科目としての範囲の明確性や独自性なども認められるという点から、選択科目として残すべきであろうというのが幹事の一致した意見となっております。

次に「倒産法」についてです。

これも、前回御説明させていただいた内容から、重要性と高いニーズが認められると考えております。法科大学院における講座開設数も多数です。また、科目としての範囲の明確性、司法試験実施状況に問題もなく、出題内容の独自性も高いことから、選択科目として残すのが適当であろうというのが、幹事の一致した意見となっております。

次に「経済法」についてです。

重要性とニーズについては、前回御説明したとおりであり、十分に認められると考えております。法科大学院における講座開設状況も多数です。科目としての範囲の明確性や体系化、標準化の点に問題があるとの意見はありませんでした。司法試験の実施状況、出題内容の独自性も問題ないことから、幹事の中では、選択科目として残すということに異論はありませんでした。

次に「国際関係法（公法系）」についてです。

まず、前回御説明したとおり、現在の国際関係では多様な国際問題が発生しますので、国家相互間の権限の調整や、共通利益の実現等が、ますます重要となっております。また「司法制度改革審議会意見書」では、弁護士が公的機関や国際機関などに進出して、その健全な運営に貢献することを期待していることなどから、実務的な重要性やニーズは認められると考えております。法科大学院における講座開設状況も多数です。科目としての範囲は明確であり、体系化、標準化がされておりますし、司法試験の出題内容は、国際法の体系について問う内容で、非常に高い独自性が認められると考えております。なお、国際関係法（公法系）につきましても、受験者数が少ないという御指摘がございましたが、司法試験の実施に問題が生じているような状況ではございませんし、他の科目と異なる高い独自性などに鑑みれば、選択科目として残すべきであろうというのが、幹事の一致した意見です。

次に「国際関係法（私法系）」についてです。

前回御説明した内容から、重要性やニーズの高さは認められると考えております。法科大学院における講座開設数も多数です。科目としての範囲の明確性、体系化・標準化にも問題なく、司法試験の実施状況に問題がないこと、出題内容の独自性も高いことなどからしても、選択科目として残すべきであろうということで幹事の意見は一致しております。

次に「環境法」についてです。

実務的な重要性や社会のニーズの点ですが、環境犯罪の増加、公害訴訟が起こっていることなど、実務的な重要性や社会における高いニーズが認められると考えております。法科大学院における講座開設数も多数です。範囲としては、環境基本法の

体系に属する法律を対象とし、これらに関する環境問題をめぐる訴訟及び法政策であり、対象法令も明確化されております。司法試験の実施状況にも問題はなく、出題内容の独自性も高いと認められます。なお、環境法に関しては、出題内容が政策に偏っているのではないかな等の指摘がある可能性もございます。しかし、単に記憶していた政策をその場で吐き出して記述するだけでは対応できないような、法律の解釈などを前提とした問題を出題することにより、「対象となる法律分野に関する基本的な知識、理解を問い、又は、法的な分析、構成及び論述の能力を試す。」という新司法試験の出題方針に十分対応可能と考えております。また、民法や行政法等との重なり合い等の御指摘もございましたが、法科大学院のシラバスも共通の内容で、多くのテキストにおいて、環境法独自の基本的考え方についての整理も進んでおり、体系化、標準化等の観点からも、特段の問題はないということで幹事の中で意見が一致しております。環境犯罪の増加によるニーズの高さや、法科大学院における講座開設数などからしても、選択科目として残すべきであろうという点に異論はありませんでした。

以上御説明いたしましたとおりでございますので、現行の選択科目8科目は、そのまま残すべきであろうというのが、今の段階での幹事の一致した意見でございます。

また、現行8科目以外の科目についても、検討基準にしたがって検討しているところです。

まず、意見書が出ている「消費者法」について御説明します。

「消費者法」につきましては、実務的な重要性やニーズが認められるという点に異論はありませんでした。しかし、対象法令が不明確であるとも思われることや、民法の債権法の改正が検討されており、民法の債権法の中に、消費者契約に関する規定を取り込むことが提案されていること、現に、消費者契約法、割賦販売法など、消費者法で中核となりそうな科目は、現在の司法試験六法において、「民事系科目」の一つとして掲載されていることなどからすると、現段階では、明確化、体系化や標準化、独自性といった観点から問題なしとしないといった意見が幹事の中から出されております。法科大学院で出題された問題等を見ると、似たタイプの問題が多く、出題がマンネリ化する恐れがあるという意見もありました。したがって、消費者法について、この時点で選択科目にすることは躊躇されるというのが、幹事の意見でございます。

次に、これも学会から意見書が提出されたことで、検討対象としていた「法と経済学」についてですが、法と経済学の対象は、およそすべての法領域であり、科目としての範囲が不明確なのではないかという指摘が幹事の中でありました。また、確かに、経済学的なアプローチという点には独自性も認められますし、法と経済学における論理的思考それ自体は、有意義なものとは思われますが、選択科目は、「新司法試験の論文式筆記試験における専門的な法律の分野に関する科目」ということでありますので、そういう観点からすると、法と経済学を選択科目とすることには、慎重にならなければならないという意見がございました。以上のような観点から、法と経済学を選択科目にすることは躊躇されるというのが、幹事の一致した意見でございます。

また、金融関係法については、経済財政諮問会議の調査会の中で、選択科目にするべきとの意見が出されていますが、この科目についても、やはり選択科目とすることについてはやや難があるのではないかというのが、幹事の一致した意見でございます。そのほか、医療と法、社会保障法、法哲学、法理学、法社会学などについても検討しているところですが、やはり、それぞれに問題点があり、選択科目とすることには躊躇されるというところで幹事の意見は一致しております。

このような検討状況から、今回の見直しにおいては、現行の選択科目である8科目についてはそのまま維持し、新たに加えるべき科目もないであろうということで、特に幹事の中で異論はありませんでした。

私からの報告は以上でございます。

【高橋委員長】ただ今の御報告について、何か御意見はございますか。

【酒井委員】法と経済学は、米国等でいろいろな研究や議論がされているところですが、その中には、基本的なものから応用的なものまで、かなりいろいろなものがあるようです。応用的なものでは、ゲーム理論、計量経済学等、数学的手法が用いられて、例えば、テキストを見ても、数学的記述が多いようなものもあるようです。他方、基本的なものでは、憲法でも民法でも他の法律でも、立法事実論といったところに含まれるようなものもあるようです。また、法と経済学は、メソドロジー、つまり、考えるに当たっての方法論の要素があるように思います。

【羽間委員】過去の旧司法試験では、刑事政策を選択している受験者が多いですね。刑事政策を試験科目に入れるような検討もされているのでしょうか。

【小山幹事】刑事政策については、幹事においても議論をしております。刑事の手続法とか実体法とか、刑事系科目が対象とする範囲と重複するところが多く、またそうでない部分は政策に偏っているように見受けられるので、現時点において、選択科目に入れるような意見は、幹事から出ておりません。

【酒井委員】旧司法試験において、受験者数が多いのは、比較の出題範囲が限られていて、司法試験の受験準備に時間が掛からないイメージが強かったからかもしれません。ただ、裁判員裁判が開始して、刑務所に入ったらどうなるのかといった行刑や処遇に関する質問がされるようになり、刑事政策に対する関心が高まっているのを感じます。刑事政策については、将来、これに関する知識や能力に対する・ニーズがさらに高まってくる可能性も否定できません。

【木村委員】「法と経済学」も「消費者法」も重要な分野だと思いますが、試験の出題に向くかという観点から見なければいけないと思っておりまして、そうすると、どれだけ体系だっているかも大事だと思っております。

【奥田委員】消費者法を選択科目に入れるかどうかを考えるに当たって検討すべき事項は、比較的是っきりしているような気がします。その中で、環境法は選択科目となっており、消費者法は入らないという違いは、必ずしも決定的な理由があるわけではなく、相対的なものに止まるのではないかという感じもしますが、いかがでしょうか。

【小山幹事】確かに理由が相対的になっているのかもしれませんが、標準的なテキストなどを見ますと、消費者法は、扱っている法律がすごく多く幅広い、範囲がはっきりしないといった特徴がある一方で、試験科目として取り入れた場合、今後の民法

との関係や試験科目としてどのような内容を念頭におくかといった点を含めて非常に難しい面があると言えるのではないかと思います。また、実際に試験を行う場合にどのような出題ができるかを考えた時に、典型的な法律問題というのが限られているようなところがございます。具体的には、クレジットで商品を購入してトラブルに巻き込まれたというような問題に限られてくるのではないかと、いうところです。新しい問題を提起している重要な分野ではありますが、バラエティーにとんだ出題が継続的に可能だろうか、ということがございます。

【奥田委員】法科大学院では、環境法は確立した講座となっており、消費者法はこれからというような位置付けなんでしょうか。

【小山幹事】法科大学院における講座開設数自体、消費者関係法が特に少ないといったことはありませんので、法科大学院の中で学問としては成り立っているといえると思います。

【奥田委員】先程触れられていましたが、法科大学院での試験でも、消費者法の方が、比較的類似した問題が出題される傾向にあるという指摘はできるということですね。

【小山幹事】将来的に、バラエティーに富んだ出題もできるようになるのかもしれませんが、現在はそのような状況でございます。

【奥田委員】選択科目についての学生のニーズを調べる方法としては、アンケートを取るという程度でしょうか。

【小山幹事】講座開設状況、単位取得者数などから判断するのも一つの方法かと思えます。学生の生の声となると、回答として受験の準備が比較的簡単な科目が返ってくる可能性が生じてまいりますし。

【松島委員】刑事政策は、実務的・実践的に重要な分野でありますし、今後、ここで考えている刑事系科目に含まれていくのか、あるいは、そこには入らないとしても、やはり別の実践的な意味での重要な分野になっていく感じはしますよね。

【酒井委員】最近では被害者問題にも関心が高い司法修習生も多くなってきているようです。

【松島委員】「法と経済学」というアプローチは非常に有意義なんでしょうけども、「法と経済学」は司法試験の出題に馴染まないし、実務法曹を目指す者の司法試験の科目として考えるとどうかというところはありますね。「専門的な法律の分野に関する科目」の言葉をそのとおり読むと、ある特定の法律を対象とする分野を念頭においているようにも思えるので、全般的な分野に関して、特定の観点から出題する科目は、ちょっと違和感がありますね。

【小山幹事】刑事政策についてですが、法科大学院における試験問題では「死刑について論ぜよ」などの一行問題が比較的多くみられ、現時点での司法試験の出題傾向とは一致しておらず、幹事から現時点で選択科目に入れるべきといった意見は出ておりません。

【松島委員】消費者法については、事例は非常に具体的なんでしょうけども、その問題解決に向けての法律の適用に当たっては、ある一定の法律を知っていれば解ける問題が多いのではないのでしょうか。つまり、一定の法律の知識があるかないかということを知ることが問題になってしまうのではないかと、いうことですが。

【小山幹事】いくつもある法律のそれぞれの条文の知識がベースになるのは間違いないと思います。それらを一貫する大きな論理があるのかということ、消費者保護というレベルではあるのですが、いくつかの基本的論理、考え方をベースに法律が作られているということにはおそらくなっていないように思われます。

【松島委員】消費者法は、解釈によってどうだ、というような感じではないような気がします。理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力を試す問題としてどうかと思います。

【小山幹事】消費者問題をいろいろ支えておられる弁護士の先生方はそういう問題も出せるとおっしゃっておられるところですが、実際に、法科大学院において出題されている問題を見ると比較的典型的な問題が出題されているのが、現実にはございます。

【高橋委員長】環境法は4単位以上としている法科大学院が他と比べると少し少ないでしょうか。ただ、消費者法と比べると、消費者法を4単位以上としている大学は限られているようです。

それから、受験者の数というのも、本質的な問題ではないとは思いますが、国際関係法（公法系）がここまで極端にいつも数が少ないのは、科目の特性というよりも出題の仕方とか範囲とか、そういう観点で検討する必要もあるかもしれません。試験問題を作るに当たって考査委員が考えることかもしれませんが、知的財産法とか倒産法とかと比べると出題の範囲がちょっと広く感じられているのかもしれませんがね。この点について、考査委員等に御意見を伺うことも考えられますね。

【木村委員】国際関係法（公法系）は非常に伝統のある科目ですし、学生も一生懸命勉強している科目だと思います。そのような要素があるのであれば、出題の範囲を検討した方がよいと思いますね。

【高橋委員長】それでは、この件につきましては、選択科目の範囲の問題ということで、別の機会に検討したいと思います。選択科目の見直しの関係は、意見募集を行う内容を次回引き続き検討したいと思います。

(2) 平成21年度旧司法試験第二次試験考査委員の推薦について（協議）

- 平成21年度旧司法試験第二次試験考査委員として別紙記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。

(3) 平成22年度旧司法試験の実施について（協議）

- 平成22年度旧司法試験第一次試験及び第二次試験の実施について、事務局から説明がなされた。試験実施予定については、資料6及び資料7のとおり、承認された。

(4) 平成21年度旧司法試験第二次試験短答式試験における不正受験者の取扱いについて（協議）

- 平成21年旧司法試験第二次試験短答式試験における不正受験者について、行政手続法に基づく弁明の機会を付与したところ、同人から弁明書が提出されたことなどについて、事務局から報告がなされた。
- 協議の結果、平成21年旧司法試験第二次試験短答式試験の試験時間中、参考書を

参照するなどして、不正の手段により司法試験を受けた当該受験者を、４年間の受験禁止処分（司法試験及び司法試験予備試験）とすることが決定された。

(5) 平成２２年新司法試験の実施について（協議）

- 平成２２年新司法試験の実施について、事務局から説明がなされた。試験日程及び試験地並びに試験実施予定については、資料８及び資料９のとおり、承認された。

(6) 法科大学院における教育の実施状況調査結果について（報告）

- 事務局から、平成２０年に文部科学省が実施した「法科大学院における教育の実施状況調査」において、司法試験の成績と法科大学院在学時の成績の相関関係に関する調査がなされたこと、その調査において、司法試験の総合成績及び合否結果について、６８校中５４校で法科大学院在学時の成績との関連性が認められるとの回答がなされていることなどについて、資料１０に基づき、報告がなされた。

(7) 司法試験予備試験について（協議）

- 司法試験予備試験の実施に関し、今後の検討の進め方等について協議がなされた。

(8) その他報告案件

- 事務局から、埼玉弁護士会が採択した「適正な弁護士人口増加に関する決議」について、資料１１に基づき報告がなされた。

(9) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、平成２１年９月９日（水）に開催することが確認された。

（以上）

平成 2 1 年度旧司法試験第二次試験考査委員推薦者名簿

小 山 紀 昭 憲 法 法務省刑事局公安課長

司法試験考査委員の職を解く者

井 上 宏 憲 法 東京高等検察庁検事 (前法務省刑事局公安課長)